

募集  
します

# 小規模多機能型居宅介護 を提供する施設開設事業者



介護保険法改正により平成18年4月から地域密着型サービスが創設され、市では、伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿った介護老人福祉施設等の整備を計画しているため、このたび、平成19年度介護老人福祉施設等整備を計画する事業者を募集します。

## 募集する地域密着型サービスの種類

小規模多機能型居宅介護を提供する施設

募集する地域 葦山地区 1カ所

## 申込み資格

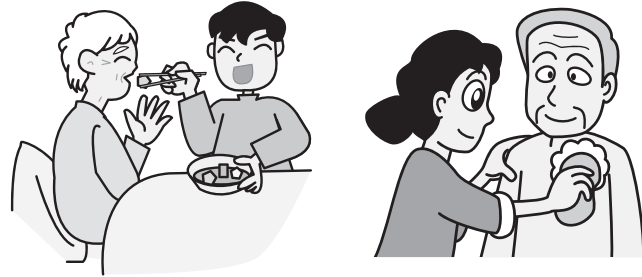
通所介護、認知症対応型共同生活介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の介護保険サービス事業所を静岡県内に有する法人

## 事業の概要

在宅要介護者等に『通いサービス』を中心として『訪問サービス』や『宿泊サービス』を組み合わせる日常生活上の世話等を行う事業

- ・登録定員数は、25人以下
- ・『通いサービス』の利用者は、登録定員の1/2以上15人以下
- ・『宿泊サービス』の利用者は、『通い』の利用定員の1/3以上9人以下

\*事業の人員基準や設備基準等については、国の基準と同様です。



## 申込み方法

高齢者支援課窓口で配布する募集要領に従い、計画書をご提出ください。募集要項はメールでも配信しますので、資料請求してください。

## 計画書提出期間

7月23日(月)～8月3日(金)に、高齢者支援課まで提出してください。

申込み・問合せ 高齢者支援課

電話 0558 76 8009

メール sien@city.izunokuni.shizuoka.jp

# 森林整備

せつめいかい

# 説明会

しんりんせいび

昨今、森林の持つ役割は、災害防止・洪水の緩和・水源涵養・温暖化防止など、公共財産としての役割が多くなっています。

市では間伐・枝打ち・下刈・造林に補助金を交付する優良林育成事業を創設し、積極的に森林整備を奨励しています。

また、県も荒廃した森林を整備するため『森林づくり県民税』を設け、これを財源として、『森の力再生事業』を実施しています。

森林の整備を考えている森林所有者の皆さんに、これらのさまざまな制度について説明します。



とき 七月二十七日(金)

十九時から

ところ 大仁市民会館三階 第三集會室

内容 優良林育成事業について

森の力再生事業について

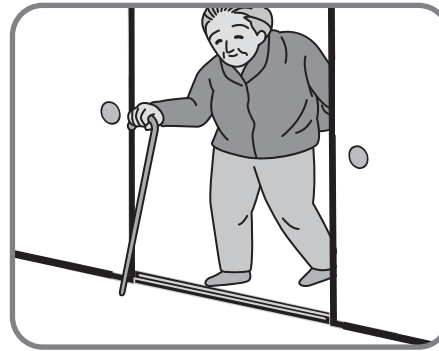
その他 事前の申し込みは不要です。お誘い合わせてご来場ください。

問合せ 農業振興課

電話 055(948)1481

大仁支所地域振興課 電話 0558(76)8002

## 対象となるバリアフリー改修工事



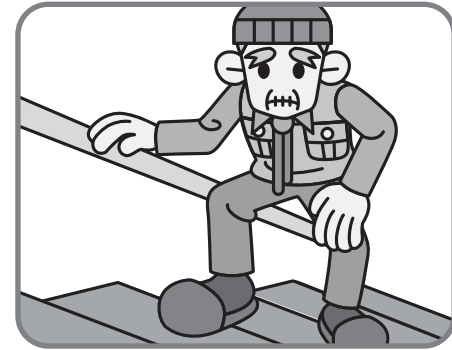
床の段差解消、引き戸等への取替



便所の改良



浴室の改良



手すり取付、階段の勾配緩和

\*その他、廊下の拡幅や床表面の滑り止め化も対象になります。

バリアフリー改修って？  
バリアフリーとは、『壁』『妨げになるもの』(バリア)を除去する(フリー)という意味。  
バリアフリー改修は、日常生活で、身体が不自由な人を含めた誰もが壁を感じることをないように行う、住宅の改修工事です。

\*一戸あたり百平方メートルまでを限度とします。

\*『新築住宅に対する減額』や、『住宅耐震改修に伴う減額』とは同時に適用されません。  
\*バリアフリー改修に伴う減額は、一戸につき一度しか適用されません。

二 対象となる工事は、その改修工事に係る補助金を除く自己負担が三十万円以上で、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日の間に行われたもの。  
\*『新築住宅に対する減額』や、『住宅耐震改修に伴う減額』とは同時に適用されません。  
\*バリアフリー改修に伴う減額は、一戸につき一度しか適用されません。

要介護認定または要支援認定を受けている者  
障害者

減額の要件  
一 平成十九年一月一日以前から存在する住宅(賃貸住宅は除く)で、次のいずれかの者が居住していること。  
六十五歳以上の者  
要介護認定または要支援認定を受けている者  
障害者

## 申告書に添付する書類

1. 納税義務者の住民票の写し
2. 次のいずれかの書類(居住者の確認)
  - ・65歳以上の人の住民票
  - ・介護保険被保険者証の写し
  - ・障害者手帳またはこれに代わるものの写し
3. 次のいずれかの書類
  - ・改修後の写真、工事領収書及び工事明細書(工事の内容及び費用が確認できるもの)
  - ・改修工事が行われたことを証する書類(建築士、登録性能評価機関が発行したもの)
4. 補助金等の交付・給付決定書の写し

\*上記書類で市の各機関から発行されるもの、または補助金等の交付・給付申請に既に添付している書類で、税務課職員が確認することに同意される場合は、添付不要です。

## 減額の内容

改修を行った住宅について、その工事が完了した年の翌年度の一年間のみ、当該家屋の固定資産税の三分の一が減額されます。

## 申請方法

減額を受けようとする場合は、改修工事が完了した日から三カ月以内に、『バリアフリー住宅改修に伴う固定資産税の減額申告書』に必要事項を記入し、右の関係書類を添えて、税務課まで提出してください。

## その他

工事内容の確認において、必要がある場合は、税務課職員が現地確認をすることがあります。

申込み・問合せ 税務課

電話 055(948)2907